

多摩市国民健康保険運営協議会会 長 下 井 直 毅 殿

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて(諮問)

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則(平成元年規則第 15 号)第2条に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

令和3年度多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて、意見を求めます。

2 諮問の趣旨

平成 30 年度の国民健康保険制度改革により、国民健康保険の運営が東京都との共同保険者となりました。これに伴い、東京都内各保険者が共通認識のもとで国民健康保険を運営していくため、保険給付の適正な実施、医療費の適正化、保険料(税)の徴収の適正な実施などの取り組みが定められた、「東京都国民健康保険運営方針」が策定されました。更に、運営方針では、決算補填等を目的とする法定外繰入について、「財政健全化計画」を策定し、計画的に削減・解消していくこととされております。

多摩市国民健康保険では、平成30年度に「財政健全化計画」及び財政健全化計画を具体化していくための「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の3項目を推進し、保険者機能強化に向けた取り組みを進めてきました。中でも「財源の確保」では、保険税率は標準保険料率を参考に毎年見直し、改定率は前年度比4%増を基本とすること、決算補填等を目的とした法定外繰入金については、15年間を目途に削減することを目標としております。

他方、年明けから始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済活動や雇用など人々の生活に大きな影響を及ぼし、令和3年度の予算編成に際して市財政も多大な影響を受けることが見込まれていますが、その影響の程度や今後の予測についても難しい状況です。

このような中で、現行保険税率と標準保険料率との乖離や法定外繰入金が一般会計に与える 影響、また、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与えている影響などを鑑み、令和3年度 の多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについてどのように考えるか、貴協議会の意見を 求めます。